

# 8. 役員等の選任に関する規程

## 第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本社会人アメリカンフットボール協会（以下「NFA」という）の定款第5章 役員（理事・監事）に定める役員を選任にかかる適正な手続きを定めることを目的とする。

## 第2条（役員要件）

役員は、次の各号に定める要件を満たす者でなければならない。

- （1）就任時においてその年齢が70歳未満であること
- （2）就任期間が10年以下であること
- （3）当法人の設立趣旨、理念および活動指針に深い見識を有し、これらの推進に相応しい人格を有していること

## 第3条（役員候補者の構成）

理事候補者については、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で選定する。

- （1）当法人の社員による選挙により当選した者8名以内
- （2）理事会が互選により推薦する者7名以内

監事候補者については、2名以内で理事会が選定する。

## 第4条 スポーツ団体ガバナンスコードとの関係

当法人は、出来るだけ早期に、スポーツ庁によるスポーツ団体ガバナンスコード（一般競技団体向け）規定する事項の遵守を踏まえた多様な意見を反映できる役員構成とすることを務めていくものとする。

## （施行）

第5条 本規程は、2024年4月1日から施行する。